

## 令和元年度第6回白鷹町議会定例会 第2日

### 追加変更議事日程

令和元年9月4日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 議第86号 白鷹町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例の設定について
- 日程第 2 議第87号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第88号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第 4 議第89号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第90号 白鷹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定  
める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第91号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第92号 白鷹町上水道給水条例等の一部を改正する条例の設定につい  
て
- 日程第 8 議第93号 白鷹ペアリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第 9 議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議第95号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）につい  
て
- 日程第11 議第96号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1  
号）について
- 日程第12 議第97号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）に  
ついて
- 日程第13 議第98号 令和元年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）につい  
て
- 日程第14 議第99号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）につい  
て
- 日程第15 議第100号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

---

○出席議員（12名）

1番	今野正明	議員	2番	金田悟	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	丸川雅春	議員	6番	笹原俊一	議員
7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	10番	菅原隆男	議員
11番	関千鶴子	議員	12番	遠藤幸一	議員

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	樋口浩
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	菅間直浩
町民課長	鈴木克仁
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一
建設水道課長	佐藤雅志
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一

---

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村裕之
係長	橋本達也
書記	菅原美樹

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集まことにありがとうございます。

これより令和元年第6回白鷹町議会定例会2日目の会議を行います。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の説明

○議長（今野正明） 本日の議事日程は、お手元にお配りした変更議事日程のとおりです。

早速議事に入ります。

---

○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第1、議第86号 白鷹町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第86号 白鷹町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法等の一部改正に伴い、成年被後見人等を職員の欠格事由及び失職事由とする規定が削除されたことにより、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第86号 白鷹町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

白鷹町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

白鷹町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

制定要旨のほうをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴い、成年被後見人及び被補佐人（以下成年被後見人等といいます）を職員の欠格事由及び失職事由とする規定が削除されたことにより、所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正、第3条第3項、旅費の支給、改、引用条項を整理するもの。

第2条 白鷹町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部改正、第7条第1項、失職の例外、改、引用条項を整理するもの。

第3条 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第25条第1項、期末手当、第25条の2第2号、第26条第1項、勤勉手当、第30条第7項、退職者の給与、改、成年被後見人等に該当して失職した職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規定を削除するもの。

次のページをお願いいたします。

第4条から第6条までそれぞれの所属する職員について同様の見直しを行うものでございます。

第7条 白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第23条、職員、改、引用条項を整理するもの。

附則、令和元年12月14日から施行するもの。ただし、第7条の改正規定については、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第86号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第2、議第87号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第87号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等を一般職の地方公務員の欠格事由とする既定が削除されたことから、消防団においてもその趣旨を踏まえ改正を行うため、提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第87号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町消防団条例の一部を改正する条例。

白鷹町消防団条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号第2条第2号とする。

第7条第2号中「又は第2号」を削る。

附則、この条例は、令和元年12月14日から施行する。

補足して申し上げます。先ほどの白鷹町職員等の条例と同様に、第5条第1号にありました成年被後見人等の規定を削除し、引用条項の整備、あわせて文言の整理を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第87号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第3、議第88号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第88号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金について支払い猶予等の要件が緩和されたことにより、必要な措置を講ずるため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第88号 白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。」を、「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

補足して申し上げます。法律及び施行令の一部改正により、条項の文言の整理、引用条項ずれ等に対応するものでございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第88号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第4、議第89号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第89号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏による印鑑証明を行うことができるよう改正するため提案するものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、鈴木克仁君。

○町民課長（鈴木克仁） ご説明いたします。

議第89号 白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町印鑑条例の一部を改正する条例。

議案書を1枚おめくりいただきまして、白鷹町印鑑条例一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏の変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることが可能になったことから、住民票に記載された旧氏での印鑑登録ができるよう所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明申し上げます。

第2条第1項、登録の資格、改、文言の整理を行うもの。

第5条第2項、登録印鑑、改、印鑑登録をしない場合の事由のひとつに住民基本台帳に記録されている旧氏であらわしていない場合を加えるもの。

第6条第1項、登録事項、改、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加えるもの。

第13条第1項、印鑑登録の抹消、改、職権による印鑑登録の抹消事由に旧氏の変更を加えるもの。

附則、この条例は令和元年11月5日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第89号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第5、議第90号 白鷹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第90号 白鷹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第90号 白鷹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

白鷹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

補足してご説明申し上げます。

本条例につきましては、本年10月1日から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴いまして、現行の教育・保育に対する給付に含まれない認可外保育施設なども無償化となるため、認可施設と認可外施設で制度上給付認定が区別されることに伴う文言の改正を行うものでございます。



以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第90号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第6、議第91号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第91号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の改正を行うため提案するものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第91号 白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

白鷹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第

252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

補足させていただきますと、本条例につきましては、放課後児童支援員となるために必要な研修にこれまでの都道府県知事が行うもののほか、指定都市の長が行うものを追加するものであります。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第91号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第7、議第92号 白鷹町上水道給水条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第92号 白鷹町上水道給水条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を定めるため提案するものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

議第92号 白鷹町上水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町上水道給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町上水道給水条例等の一部を改正する条例。

次ページの一部改正要旨によりご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者制度

への指定の更新制が導入されることに伴い、指定の更新手数料を定めるため改正するものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 白鷹町上水道条例の一部改正、第22条第2項、給水の申込、第42条第3号、給水停止処分、改、引用条項を整理するもの。

別表第3第5項、手数料近表、改、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を1件につき5,000円と定めるもの。

第2条 白鷹町簡易水道給水条例の一部改正、別表3第5項、手数料金表、改、指定給水工事事業者の指定更新手数料を1件につき5,000円と定めるもの。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第92号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第8、議第93号 白鷹ペアリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第93号 白鷹ペアリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町営スキー場の利用拡大及び利用者サービスの向上を目指し、ペアリフトの使用料を改定するため提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） ご説明いたします。

議第93号 白鷹ペアリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹ペアリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹ペアリフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案書を1枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、別表の使用料等の改正でございます。

1点目は、区分の回数券、大人、子どもの11回券について、4時間券に改めるものがあります。

2点目は、料金について、10円単位から100円単位に改めるものであります。

なお、シーズン券については、100円単位から1,000円単位に改めるものであります。

主な金額を申し上げますが、4時間券の大人が1,500円、子どもが1,000円に、1日券は大人が2,260円から2,200円に、子どもが1,540円から1,500円に、ナイター券が大人1,230円から1200円に、子ども820円から800円に、シーズン券が小学生以下1万280円が1万円に、中学生1万3,370円が1万3,000円に、大人2万570円が2万円に改めるものであります。以下ごらんとおりであります。

なお、施行日につきましては、令和元年10月1日とするものであります。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第93号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第94号から議第99号までの上程、説明

○議長（今野正明） 日程第9、議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第14、議第99号 令和元年度鷹町白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上、各会計補正予算6件は、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

初めに、議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について、提案理

由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、町産材等木造建築推進事業や、すまいる住まい！若者定住サポート事業等による人口減少緊急対策を追加し、有害鳥獣対策事業やスキー場圧雪車整備事業、町道等の維持工事、町立病院の経営基盤強化経費等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

また、人事異動等に伴う人件費の調整を図るとともに、今後見込まれる財政需要等に備え減債基金等への積み立てを行うものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2億9,824万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億8,186万2,000円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,824万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,186万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

9款地方特例交付金、138万8,000円、3,119万3,000円。

13款使用料及び手数料、18万1,000円の減額、4,507万1,000円。

14款国庫支出金、1,394万6,000円、6億7,458万1,000円。

15款県支出金、493万2,000円、7億224万5,000円。  
16款財産収入、21万1,000円、679万1,000円。  
17款寄附金、500万円、6,500万1,000円。  
19款繰越金、1億7,429万9,000円、4億5,720万5,000円。  
20款諸収入、5,295万円、1億3,487万6,000円。  
21款町債、4,570万円、16億1,280万円。  
歳入合計、2億9,824万5,000円、90億8,186万2,000円。  
次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款議会費、10万6,000円の減額、1億1,426万1,000円。  
2 款総務費、9,373万9,000円、22億4,158万5,000円。  
3 款民生費、411万2,000円、22億8,264万4,000円。  
4 款衛生費、4,782万4,000円、5億8,179万7,000円。  
6 款農林水産業費、2,039万4,000円、6億401万円。  
7 款商工費、6,685万2,000円、5億8,423万円。  
8 款土木費、2,437万1,000円、6億2,211万6,000円。  
9 款消防費、204万1,000円、3億6,086万6,000円。  
10款教育費、3,701万9,000円、6億5,236万6,000円。  
11款災害復旧費、199万9,000円、3,907万8,000円。  
歳出合計、2億9,824万5,000円、90億8,186万2,000円。  
次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。変更でございます。

初めに起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

公共事業等570万円を追加し3,000万円に、過疎対策事業4,400万円を追加し、11億4,170万円、臨時財政対策債400万円を減額し1億5,600万円に。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第95号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第95号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、施設の維持工事及び人事異動に伴う人件費の調整等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、繰入金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,628万8,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第95号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,628万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に次ページをごらんになってください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計の順でご説明を申し上げます。

歳入。

4款繰入金、481万5,000円の減、計1億7,736万6,000円。

5款繰越金、477万7,000円、717万7,000円。

歳入合計、3万8,000円の減、6億1,628万8,000円。

次ページをお開きください。

歳出。

1款公共下水道費、3万8,000円の減、3億6,900万7,000円。

歳出合計、3万8,000円の減、6億1,628万8,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第96号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第96号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、施設の改修工事及び人事異動に伴う人件費の調整等に対応するため所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、国庫支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ519万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,618

万4,000円となるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第96号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,618万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページをごらんになってください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、合計のみご説明申し上げます。

歳入。

3 款国庫支出金、303万5,000円の減、1,050万1,000円。

5 款繰入金、136万6,000円の減、9,795万1,000円。

6 款繰越金、100万円、168万円。

8 款町債、860万円、2,880万円。

歳入合計519万9,000円、1億7,618万4,000円。

次のページをお開きください。

歳出。

1 款農業集落排水事業費、519万9,000円、1億1,317万3,000円。

歳出合計519万9,000円、1億7,618万4,000円。

次のページをごらんください。

第2表、地方債補正。

最初に追加でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順でご説明いたします。下水道事業（農業集落排水事業・一般分）、280万円、借入先との協定による、借入先の貸し付け条件による、ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り



かえることができる。

続きまして、変更でございます。最初に限度額の変更を申し上げます。下水道事業特定地域生活排水処理施設事業一般分160万円を増額し、1,170万円にするものでございます。次に、過疎対策事業320万円を増額し、1,430万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第97号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第97号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護給付費準備基金への積み立て及び人事異動に伴う人件費の調整等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。対応する財源といたしましては、繰入金及び繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ6,237万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億2,052万8,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

議第97号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,237万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,052万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

7款繰入金、452万3,000円の減額、2億7,368万3,000円。

8款繰越金、6,689万6,000円、6,719万6,000円。

歳入合計6,237万3,000円、18億2,052万8,000円。

次ページをお開きください。

歳出。

1 款総務費、79万9,000円、4,773万7,000円。

4 款基金積立金、4,284万3,000円、4,287万円。

5 款諸支出金、1,873万1,000円、1,913万3,000円。

歳出合計6,237万3,000円、18億2,052万8,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第98号 令和元年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第98号 令和元年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における人事異動に伴う人件費等の調整を行うものであります。また、資本的収支につきましては、県からの移転補償金及び配水管設備事業費の調整を行うものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額に1万円を追加し、総額を3億4,204万円に、支出の総額に44万3,000円を追加し、総額を3億818万1,000円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入支出の総額それぞれに1,056万円を追加し、資本的収入を2,546万円に、資本的支出を4億2,156万8,000円とするものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長に説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

議第98号 令和元年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和元年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和元年度白鷹町水道事業会計予算（以下予算という。）第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以降、款、補正予定額、計のみご説明申し上げます。

収入。

第1款水道事業収益、1万円、3億4,204万円。

次に、支出。

第1款水道事業費用、44万3,000円、3億818万1,000円。

続きまして、資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入1,056万円、2,546万円。

次に支出。

第1款資本的支出1,056万円、4億2,156万8,000円。

次のページをごらんください。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費、補正予定額44万3,000円、計2,798万円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第99号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第99号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、収益的収支における現在までの状況を踏まえ、一般会計からの負担金の調整を行うものであります。

また、資本的収支につきましては、企業債及び医療機械購入費等の調整を行うものであります。

以上の結果、収益低収入の総額に5,000万円を追加し、11億5,761万円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入支出の総額それぞれから1,220万円を減額し、資本的収入を1億3,680万円に、資本的支出を2億3,431万円とするものであります。

なお、内容につきましては病院事務局長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） ご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開きください。

議第99号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

収益的収入の補正。

第2条、令和元年度白鷹町町立病院事業会計予算（以下予算という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

以降、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、5,000万円、11億5,761万円。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、1,220万円の減額、1億3,680万円。

支出。

第1款資本的支出、1,220万円の減額、2億3,431万円。

次ページをお開きください。

企業債第4条。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

過疎対策事業、病院事業の限度額にそれぞれ140万円を追加し、限度額をそれぞれ6,640万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

---

#### ○議第94号から議第99号の予算特別委員会付託

○議長（今野正明） お諮りいたします。令和元年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和元年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 （午前10時25分）

---

再 開 （午前11時40分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

---

○議事日程の説明

○議長（今野正明） お諮りいたします。

議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 異議なしと認めます。

---

○議第94号から議第99号までの報告、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第15、議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について（予算特別委員長報告）から日程第20、議第99号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）までの以上6件は、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

令和元年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、奥山勝吉君。

〔予算特別委員長 奥山勝吉 登壇〕

○予算特別委員長（奥山勝吉） 本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査結果の順に報告します。

議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について、審査結果、原案のとおり可決すべきもの。

議第95号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第96号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第97号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第98号 令和元年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第99号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

まず、議第94号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第94号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第95号 令和元年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第95号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、議第96号 令和元年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第96号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第97号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第97号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第98号 令和元年度白鷹町水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第98号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第99号 令和元年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第99号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

---

#### ○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午前11時48分〉

